⑯　施設において提供される保育サービスを利用しようとする者からの利用の申込みがあったときは、その者に対し、当該保育サービスの利用に関する契約内容等についての説明が行われていること。

⑰　職員及び保育している小学校就学前子どもの状況を明らかにする帳簿が整備されていること。

二　法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの人数が五人以下であり、児童福祉法第六条の三第九項に規定する業務を目的とする施設　次に掲げる全ての事項を満たすこと。

イ　保育に従事する者の数及び資格

(1)　保育に従事する者の数が、小学校就学前子どもおおむね三人につき一人以上であること。

(2)　保育に従事する者のうち、一人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者であること。

ロ　保育室等の構造、設備及び面積

(1)　保育室のほか、調理設備（施設外調理その他の場合にあっては必要な調理機能）及び便所があること。

(2)　保育室の面積は、小学校就学前子どもの保育を適切に行うことができる広さが確保されていること。

ハ　その他

前号イ(3)、ロ(4)及び(5)、ハ(1)及び(3)、ニ(1)から⑫まで、ホ(1)から(3)まで並びにヘ(1)から⑰までに定める事項を満たしていること。

三　法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち児童福祉法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とするものであって、複数の保育に従事する者を雇用している施設　次に掲げる全ての事項を満たすこと。

イ　保育に従事する者の数が、小学校就学前子どもおおむね一人につき原則一人以上であること。

ロ　保育に従事する全ての者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

ハ　第一号イ(3)、ハ(3)、ニ(1)から(4)まで、(6)前段、(7)及び(8)並びに⑩及び⑪並びにヘ(1)、(4)及び(7)から⑰までに定める事項を満たしていること。この場合において、同号ヘ(4)中「採用時及び一年に一回」とあるのは「一年に一回」と、同号ヘ⑭中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面による提示」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

四　前号に掲げる施設以外の施設　次に掲げる全ての事項を満たすこと。

イ　保育に従事する者の数が、小学校就学前子どもおおむね一人につき原則一人以上であること。

ロ　保育に従事する全ての者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

ハ　第一号イ(3)、ハ(3)、ニ(1)から(4)まで、(6)前段、(7)及び(8)並びに⑩及び⑪並びにヘ(1)、(4)及び(7)から⑰までに定める事項を満たしていること。この場合において、同号ヘ(4)中「採用時及び一年に一回」と、同号ヘ⑭中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面による提示」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。